

淡路交流の翼港の指定管理者の公募に係る質問の回答

No.	箇所（頁）	質問	回答
1	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	浮栈橋の延長は 45m ですが、これまでに 45m を超える船舶を係留した実績はありますか。係留した船舶の最大規模（全長）の実績を教えてください。	これまでに全長 50m の船舶を 1 隻係留した実績があります。 なお、中大型船舶の場合は、事前に船主等による現地確認をお願いしています。
2	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	浮栈橋について、台風接近時に陸揚げを行っていますか。台風や高潮時における係留施設の対応について教えてください。	台風や高潮時には事前に、洲本土木事務所が浮き栈橋の上げ下げや物揚場への陸揚げを行っています。
3	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	浮栈橋の支柱について、設置後これまでに更新または修繕を実施した実績はありますか。	浮栈橋の支柱について、設置後これまで修繕及び更新は実施していません。
4	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	浮栈橋への立ち入りは一般利用者も可能ですか。 また、浮栈橋への立ち入りを制限している柵はどのような場合に開放されますか。	浮栈橋への立ち入りは、船舶の係留利用者に限定しており、一般利用者は立ち入ることができません。 また、当該柵は原則として開放しておらず、船舶への給油作業に伴うローリー車の進入時に限り開放しています。
5	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	施設内において、釣りが可能な範囲を教えてください。	防潮堤での釣りについては、係船側での釣りを禁止しており、外海側に限り可能としています。
6	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	釣り客数はどのくらいですか。	直近 5 か年の釣り客数は、以下のとおりです。 ・令和 3 年度 約 2.2 万人 ・令和 4 年度 約 2.2 万人 ・令和 5 年度 約 1.9 万人 ・令和 6 年度 約 1.8 万人 ・令和 7 年度 約 1.7 万人

7	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	水道設備の用途を教えてください。	水道設備は、主にトイレで使用しているほか、緑地への散水にも使用しています。
8	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	令和 8 年 8 月現在、一部箇所で護岸工事が実施されていますが、今後、県による工事の予定はありますか。	現在実施している工事は、令和 8 年 9 月末の完了を予定しています。 また、令和 9 年度及び令和 10 年度においても、緑地護岸の改良工事を実施する予定です。 工事の詳細については、別紙をご確認ください。
9	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	トイレの排水処理方式を教えてください。	緑地及びターミナルに設置しているトイレは、いずれも公共下水道に接続しています（合併処理浄化槽ではありません）。
10	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	駐車場の駐車可能台数を教えてください。	駐車場には、普通車 40 台を駐車することができます（面積：約 1,160m ² ）。
11	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	海の駅の取扱いについて教えてください。	海の駅は、国土交通省の制度に基づくものであり、当該施設も海の駅として登録されています。
12	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	協力金（清掃協力金、車両整理協力金）の運用について教えてください。	協力金は、釣り客に起因する環境対策として、地元漁協等で組織される協議会が運用しているものであり、その徴収は指定管理業務には含まれていません。 指定管理者は、当該協議会と十分に調整・連携を図りながら、施設の管理運営を行ってください。 当該事項については、管理運営業務仕様書 p.2「4 施設の運営（5）地元との連絡・調整に関すること」に記載していますので、ご確認ください。
13	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	令和 8 年 8 月現在、物揚場に存置されている浮棧橋について教えてください。	当該浮棧橋は、既設の浮棧橋の故障に伴い、県が仮置きしているものです。

14	令和 8 年 8 月 7 日開催 の現地説明会	県が港を利用して大規模なイベントや事業を実施することはありますか。	これまで、県が当該施設を利用してイベント等を実施した実績はありません。 県がイベント等を実施する場合には、事前に指定管理者へ情報提供を行うとともに、必要な調整を行います。
15	様式集 p. 20 【様式 7】収支計画	(3)収支計画書積算内訳書、収入の部について 指定管理料は応募者から提示する金額、利用料金収入は係船料収入、その他収入は、各種協力金（募金）金額の記載で、よろしいですか。	指定管理料及び利用料金収入についてはご認識のとおりです。 その他収入は上記以外の収入を見込む場合に記載願います。ただし、地元漁協等で組織される協議会が現在徴収している協力金や自主事業による収入は含みません。
16	募集要項 p. 7 5 指定管理者と県の責任分担	指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険と記載していますが、一般的な施設賠償保険と認識しています。 保険の加入内容、賠償金額の基準等が、ありましたら、ご教示ください。	指定管理者の責任において加入する損害賠償保険を想定しています。保険の種類、加入内容及び補償限度額について県として特段の基準は設けていませんので、施設の管理運営内容等を踏まえ、指定管理者において適切に加入してください。
17	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	長期係留制度の導入について 現在の一時係留に加え、指定管理者の自主事業として、月極契約・年契約その他の長期係留制度を新設することは可能でしょうか。 また、長期係留制度を導入する場合、対象船舶、利用期間、契約方法等について指定管理者が提案することは可能でしょうか。	来訪船舶係留施設として管理運営を行ってください。

18	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	長期係留等の料金設定について 長期係留、月極係留、年間係留等を自主事業として実施する場合、その利用料金について、指定管理者が独自に料金体系を設定することは可能でしょうか。 また、長期契約、複数艇契約等に対する割引制度を設定することは可能でしょうか。	No. 17 の回答のとおり。
19	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	未利用スペースの活用について 港内の現在利用されていない土地、岸壁背後地その他のスペースについて、指定管理者の提案により、新たな事業やサービスに活用することは可能でしょうか。	募集要項に示す設置目的・管理運営方針、関係法令の遵守を踏まえ、募集要項 p5 「(4) 自主事業について」に記載された内容に基づき実現可能な提案を提出ください。 提案内容を踏まえ、県が実施の可否を判断します。
20	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	船舶保管事業について 港内の未利用スペース等を活用し、プレジャーボート、ヨット、水上オートバイ等の陸上保管事業を自主事業として実施することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。
21	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	船舶の上下架事業について 移動式マリンリフト、クレーン、船台等を指定管理者が導入し、船舶及び水上オートバイの上下架サービスを自主事業として実施することは可能でしょうか。 また、上下架設備を設置するために必要となる港内の改修について、指定管理者から提案することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。

22	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	外国籍船舶の受入れについて 外国籍のプレジャーボート、クルーザー、スーパーヨット等について、関係法令及び必要な手続きを満たすことを前提として、翼港で受け入れることは可能でしょうか。 また、指定管理者が外国籍船舶向けの係留、給水その他のサービスを提供することは可能でしょうか。	関係法令及び必要な手続きを満たした外国籍船舶は当港での係留は可能です。 募集要項に示す設置目的・管理運営方針、関係法令の遵守を踏まえ、募集要項 p5「(4) 自主事業について」に記載された内容に基づき実現可能な提案を提出ください。 提案内容を踏まえ、県が実施の可否を判断します。
23	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	給水・電源等の船舶向けサービスについて 係留船舶に対し、給水、陸電、廃油回収その他の船舶向けサービスを自主事業として提供し、その対価を徴収することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。
24	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	コンテナ等の設置について 利用者向けサービスや自主事業のため、休憩施設、事務所、倉庫等としてコンテナその他の設備を指定管理者の費用負担により設置することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。
25	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	既存建物の内装変更について 翼港内の既存建物について、利用者サービスの向上や自主事業の実施を目的として、指定管理者の費用負担により内装、間取り、設備等を変更・改修することは可能でしょうか。 可能な場合、県との事前協議、承認、原状回復義務等の条件をご教示ください。 また、指定管理期間終了後、指定管理者が施工した内装・設備等について、原状回復が必要となるのか、県との協議によりそのまま残置することが可能なのかについてもご教示ください。	募集要項に示す設置目的・管理運営方針、関係法令の遵守を踏まえ、募集要項 p5「(4) 自主事業について」に記載された内容に基づき実現可能な提案を提出ください。 提案内容を踏まえ、県が実施の可否を判断します。 なお、指定管理期間終了時には、兵庫県港湾施設管理条例第 16 条（原状回復義務）に基づいた対応とします。

26	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	現在公園となっている区域への建物等の新設について 現在、公園・緑地等として利用されている翼港内の区域について、翼港の利用促進、観光振興及び利用者サービス向上を目的として、指定管理者又は民間事業者の費用負担により、新たな建物・施設を整備することは可能でしょうか。 例えば、飲食施設、物販施設、マリン関連施設、利用者休憩施設、管理施設等の整備を想定しています。 建築が可能な場合、用途、規模、構造等に関する制限及び必要となる県との協議、許認可、土地使用等の手続きをご教示ください。 また、現状の公園・緑地としての用途を変更する必要がある場合、その変更手続及び指定管理者から用途変更を提案することが可能かについてもご教示ください。	No. 19 の回答のとおり。
27	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	自主事業による収益の帰属について 係留、船舶保管、上下架、給水その他、指定管理者が自主事業として実施した事業から生じる収益については、原則として指定管理者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。 また、自主事業による収益について県への納付等が必要となる場合、その条件をご教示ください。	募集要項 p5 「(4) 自主事業について」に記載のとおり、自主事業の実施により指定管理者が得た収入は指定管理者に帰属します。 ただし、自主事業の内容によって指定管理業務の範囲や業務量に変更が生じる場合は、指定管理料を減額することがあります。
28	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	自主事業の範囲について 指定管理者が実施可能な自主事業について、募集要項等に記載されている事業以外でも、翼港の利用促進、利用者サービス向上、地域振興等に資する事業であれば、県との協議により実施することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。

29	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	イベント等の開催について マリンイベント、船舶展示会、試乗会、釣りイベント、地域イベントその他の集客事業を、指定管理者の自主事業として港内で開催することは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。
30	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	外部事業者との連携について 指定管理者が、マリン事業者、船舶販売会社、観光事業者、飲食事業者その他の民間事業者と連携し、翼港内でサービスを提供することは可能でしょうか。 また、必要に応じて港内の一部スペースを当該事業者に使用させることは可能でしょうか。	No. 19 の回答のとおり。
31	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	追加設備への投資について 指定管理期間中に、指定管理者が自己資金により、係留設備、上下架設備、陸電設備、給水設備、船舶保管設備その他の施設・設備を追加整備することは可能でしょうか。 その場合、事前に必要となる県との協議・承認手続きをご教示ください。	No. 19 の回答のとおり。
32	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	指定管理期間終了後の設備の取扱いについて 指定管理者が自己資金で設置した設備について、指定管理期間終了後に撤去することは可能でしょうか。 また、県への無償譲渡、次期指定管理者への譲渡等が必要となる設備がある場合、その基準をご教示ください。	指定管理期間終了時には、兵庫県港湾施設管理条例第 16 条（原状回復義務）に基づいた対応とします。

33	募集要項 p. 5 (4) 自主事業について	翼港のマリーナ機能の拡充について 現在の係留機能をさらに発展させ、長期係留、陸上保管、上下架、給水、陸電等を一体的に提供する「マリーナ機能」を指定管理者の提案により整備・運営することは可能でしょうか。 また、このような施設機能の拡充を指定管理者の自主事業として提案した場合、公募時の事業計画の評価対象となるでしょうか。	長期係留については、No. 17 の回答のとおりです。 その他の機能については、募集要項に示す設置目的・管理運営方針、関係法令の遵守を踏まえ、募集要項 p5「(4) 自主事業について」に記載された内容に基づき実現可能な提案を提出ください。 提案内容を踏まえ、県が実施の可否を判断します。 また、自主事業の提案については、募集要項 p13「(6) 審査基準、審査項目及び配点」に記載のとおり、審査にて評価を行います。
34	募集要項全般	指定管理者による施設利用促進策について 翼港の利用率向上及び収益性向上を目的として、指定管理者が独自に新たな利用方法、サービス、料金プラン等を企画・提案することは可能でしょうか。 また、それらの提案について県が承認する際の具体的な判断基準があればご教示ください。	募集要項に示す設置目的・管理運営方針、関係法令の遵守を踏まえ、各項目に記載の内容に基づき実現可能な提案を提出ください。 また、提案内容の承認にあたっては、募集要項に記載の各視点を踏まえ総合的に判断します。